

## 北海道ふっこう割事業（国内・第2期）補助金交付要綱改正について

平成30年12月21日付け「北海道ふっこう割事業（国内・第2期）補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の改正について、下記のとおり条文を修正しておりますので、ご確認ください。

### 【修正対象：交付要綱第2条第4項】

<修正前>

対象事業は、交付決定を受けた日から開始し、平成31年2月28日に宿泊を終える分までとする。

<修正後>

対象事業は、交付決定を受けた日から開始し、平成31年2月28日に宿泊を終える分までとする。ただし、対象事業となる商品の販売状況、その他事業執行状況を踏まえ、機構が認めた補助事業者については、平成31年3月31日に宿泊を終える分までに延長することができる。この場合、当該補助事業者は、別途定める手続きに従い申請し、機構の承認を受けることを要する。

### 【修正対象：交付要綱第9条第2項】

<修正前>

補助事業者は翌月15日までに、次の書類を添付し、事務局へ提出しなければならない。

<修正後>

補助事業者は翌月15日までに、次の書類を添付し、事務局へ提出しなければならない。ただし、第2条第4項ただし書きの規定により延長した、平成31年3月に宿泊を終える対象事業分については、期日を平成31年4月5日とする。

### 【修正理由】

事業実施期間を延長するため。